

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年4月28日
厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和8年1月30日（金）から同年3月1日（日）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| No. | 案に対する御意見の要旨 | 御意見に対する厚生労働省の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 行政手続きのデジタル化およびオンライン化の推進自体には強く賛同する。しかし、公示送達等の手段として、従来の「庁舎掲示場への書面掲示（物理的公示）」から「インターネット掲載（電子的公示）」へと移行するにあたり、両者の「情報の伝播性」と「永続性」の決定的な差異が十分に考慮されていないのではないかと。単にWebサーバー上に個人情報（氏名、住所、処分内容等）を含む文書を公開するだけの仕様では、検索エンジンによる恒久的なインデックス化や、悪意ある第三者によるデータスクレイピング（自動収集）を許し、対象者のプライバシーを不当に侵害するリスクが生じる。したがって、本省令の施行にあた | 公示送達を受ける者へのプライバシーへの配慮については、公示事項が掲載された厚生労働省のウェブサイトにおいて、①公示事項の機械的な収集を防ぐため、公示事項の画像化による掲載をすることや②機械的に収集した公示事項について公示送達を受ける者の同意なく他のウェブサイト等に掲載するなどして違法または不当な行為を助長し、又は誘発する可能性がある方法により個人情報を利用する行為は、個人情報保護法違反になるおそれがあることを記載することを検討しております。いただいたご意見については今後の施策の実施にあ |

ては、システム要件として「検索エンジンのクローラーを拒否する技術的措置」および「掲載期間終了後の確実なデータ消去」を義務付けるべきである。

具体的な技術要件として、以下の措置を省令または運用ガイドライン等に明記することを強く求める。

Robots Exclusion Protocol の適用: 公示情報を掲載するディレクトリまたはページに対し、robots.txt またはメタタグにおける noindex, nofollow を設定し、検索エンジンにキャッシュされない仕様とすること。

スクレイピング対策: 機械的な大量アクセスを防ぐため、閲覧に際して簡易な CAPTCHA (人間であることの確認) を挟むなどの措置を検討すること。これらの措置が講じられなければ、公的データを二次利用した「ブラックリストサイト」の構築を容易にし、再挑戦を阻害する社会システム上の欠陥となり得る。

薬機法関連の報告等を電子メールで行う改正について、利便性は向上するものの、セキュリティリスクへの言及が不足している。機密性の高い行政報告において、誤送信対策や通信経路の暗号化 (TLS 等) はもちろんのこと、添付ファイルのパスワード管理 (いわゆる PPAP の是非含む) について、省庁としての統一的なセキュリティポリシーを提示すべきである。単に「メールで送ってよい」とするだけ

って、参考にさせていただきます。

電子メールを用いた報告については、誤送信等防止のための周知等をすることを検討してまいります。

| | | |
|----------|--|---|
| | <p>でなく、「安全に送るためのプロトコル」を定義されたい。</p> | |
| <p>2</p> | <p>ファクシミリ装置を用いて送信する方法を廃止する事について特段の意義を見出せず、引き続き継続すべきであると考えため、反対である。</p> <p>今後今回の改正で電子メールを用いた送信が増える一方で、ファクシミリ装置による送信がほぼ無くなったのであれば、その時に、再度改正を行って廃止にすべきと考える。また、経過措置的な観点から、今後1年程度等の猶予を設けるといったような形にしての移行を行った方が良いのではないかと考える。いずれにせよ、しばらくは、ファクシミリ装置による送信も並行して存続させるべきと考える。</p> <p>(何らかの用意 (ICT セキュリティの確保及び事業所におけるのセキュリティ領域の設置等の準備等) に幾分か時間がかかる事もありうると思われるが、電子メールの使用が行えるようになった事について広告しつつ、一定期間、ファクシミリ装置による送信について残した方が良く考える。)</p> <p>なお、送信された電子メールを受信する厚生労働省側のサーバについて、セキュリティについて強固なものにするとともに、電子メールの利用を行う事業者側に対しても、セキュリティについて適切なものであるようにする事を求めるようにされたい。(電子メール事業者の電子メールシス</p> | <p>本改正は、各府省におけるデジタル化・オンライン化による業務効率化を図る取り組みの強化が求められる中、課徴金対象行為に該当する事実の報告の提出方法について、提出方法の見直しを行うものです。</p> <p>厚生労働省で使用する情報システムにおいては、適切な安全管理措置を講じております。報告者側の使用するシステム環境や運用は、各者の使用するセキュリティポリシー等により異なるため、特定の技術方式を一律に義務付けることは困難ですが、報告に際しては、各者の適切な管理の下で手続を行っていただくよう、必要な周知を行うことを検討いたします。</p> <p>専用ページを通じた提出のご提案については、ご意見として承りました。現時点では電子メールによる提出を想定しておりますが、今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p> |

テムについて、SPF/DKIM/DMARC の全てが送受信についてちゃんと機能するものである事、また全経路について SMTPoverTLS（と POPoverTLS・IMAPoverTLS）による送受信が行われる事、等。）

上記意見を記載したものの、電子メールに関してのセキュリティの確保を行うことは困難である部分があると思われるので、厚生労働省側は、その運営するサーバにおいて、課徴金対象行為に該当する事実の報告の提出のためのページを用意し、そこにおいて報告の提出を行わせるようにした方が良いのではないか。（つまり、電子メールよりも、電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するようにした方が良いのではないか。）。そうすれば、TLS 利用の HTTPS によつての適切なセキュリティの確保がなされるのではないか。